

平成 1 8 事業年度

事業報告書

独立行政法人農林漁業信用基金

1 業務の目的及び内容

(1) 業務の目的

独立行政法人農林漁業信用基金は、農業信用基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務の保証、漁業信用基金協会が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会の業務に必要な資金を融通すること並びに林業者等の融資機関からの林業（林業種苗生産業及び木材製造業を含む。）の経営の改善に必要な資金の借入れ等に係る債務を保証することにより、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にし、もって農林漁業の健全な発展に資することを目的とする。

このほか、農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づき、農業共済団体等が行う保険事業等に係る保険金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行い、及び漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づき、漁業共済団体が行う漁業共済事業等に係る共済金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行うことを目的とする。

(2) 業務の内容

独立行政法人農林漁業信用基金法（平成14年法律第128号）、農業信用保証保険法（昭和36年法律第204号）、農業災害補償法、林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号）、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）、中小漁業融資保証法（昭和27年法律第346号）及び漁業災害補償法に基づき次の業務を行っている。

- | | | | |
|------------|-------|---|---|
| 農業信用保険業務 | | ア | 農業信用基金協会等が行う農業近代化資金等に係る債務の保証等についての保険を行うこと。 |
| | | イ | 農業信用基金協会が行う保証業務の充実のために必要な資金を貸し付けること。 |
| | | ウ | 農業信用基金協会が行う農業経営改善促進資金業務に必要な資金を貸し付けること。 |
| 農業災害補償関係業務 | ... | | 農業共済団体等の保険金又は共済金の支払に必要な資金の貸付等を行うこと。 |
| 林業信用保証業務 | | ア | 林業者等がその経営の改善に資する資金等を借り入れることにより融資機関に対して負担する債務の保証を行うこと。 |
| | | イ | 林業者等及び木材卸売業者等が計画的に木材の生産又は流通の合理化を図るために必要な資金を供給する事業を行う都道府県に対し、これに必要な資金を貸し付けること。 |
| | | ウ | 農林漁業金融公庫等に対し、森林整備活性化資金の融通に必要な資金を無利子で寄託すること。 |
| 漁業信用保険業務 | | ア | 漁業信用基金協会等が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと。 |

イ 漁業信用基金協会が行う保証業務の充実のために必要な資金を貸し付けること。

ウ 漁業信用基金協会が行う漁業経営改善促進資金業務に必要な資金を貸し付けること。

漁業災害補償関係業務 ... 漁業共済団体の共済金又は再共済金の支払に必要な資金の貸付等を行うこと。

2 事務所の所在地

〒101-8506 東京都千代田区内神田一丁目1番12号 コープビル

3 資本金の総額及び政府の出資額並びにこれらの増減

| | 総 額 | うち政府出資額 |
|-------------------------|---------|---------|
| 期首資本金総額 (平成18年4月1日) | 2,052億円 | 1,701億円 |
| 期中増減額 | 0億円 | - |
| 期末資本金総額 (平成19年3月31日) | 2,052億円 | 1,701億円 |

4 役員の定数及び任期並びに役員の氏名、役職及び任期

(1) 定数及び任期

理事長 1人 任期4年
副理事長 1人 任期4年
理事 5人以内 任期2年
監事 2人 任期2年

(2) 氏名、役職及び任期

| 氏 名 | 役 職 | 任 期 |
|---------|-------|-------------------------|
| 堤 芳 夫 | 理 事 長 | 平成17年4月1日～19年9月30日 |
| 加 藤 鐵 夫 | 副理事長 | 平成15年10月1日～19年9月30日 |
| 石 原 一 郎 | 理 事 | 平成17年10月1日～19年9月30日(再任) |
| 山 川 雅 典 | 理 事 | 平成17年10月1日～18年7月31日(再任) |
| 新 木 雅 之 | 理 事 | 平成18年8月1日～19年9月30日 |
| 小 林 敏 章 | 理 事 | 平成17年10月1日～18年7月31日(再任) |
| 廿日岩 信 次 | 理 事 | 平成18年8月1日～19年9月30日 |
| 荒 木 喜一郎 | 理 事 | 平成17年10月1日～19年9月30日(再任) |
| 桑 知 文 | 理 事 | 平成17年10月1日～19年9月30日(再任) |
| 坂 本 健 嗣 | 監 事 | 平成17年10月1日～19年3月31日(再任) |
| 井 川 洋 右 | 監 事 | 平成17年10月1日～19年9月30日(再任) |

5 常勤職員の定数及びその増減

| | |
|----------------|---------|
| 期首（平成18年4月1日） | 1 2 4 名 |
| 期中増減 | - |
| 期末（平成19年3月31日） | 1 2 4 名 |

6 法人の沿革

(1) 独立行政法人農林漁業信用基金の前身である認可法人農林漁業信用基金は、昭和62年10月1日に農林漁業信用基金法(昭和62年法律第79号)の施行により、農業信用保険協会(昭和41年8月設立)、林業信用基金(昭和38年10月設立)及び中央漁業信用基金(昭和49年10月設立)が統合し、設立された。

その後、平成12年4月1日に農業災害補償法及び農林漁業信用基金法の一部を改正する法律(平成11年法律第69号)が施行され、農業共済基金の業務を承継した。

(2) 特殊法人等整理合理化計画(平成13年12月19日閣議決定)を実施するため、平成15年10月1日に独立行政法人農林漁業信用基金法(平成14年法律第128号)が施行され、認可法人農林漁業信用基金は解散し、独立行政法人農林漁業信用基金が設立された。

7 根拠法

独立行政法人農林漁業信用基金法(平成14年法律第128号)

8 主務大臣

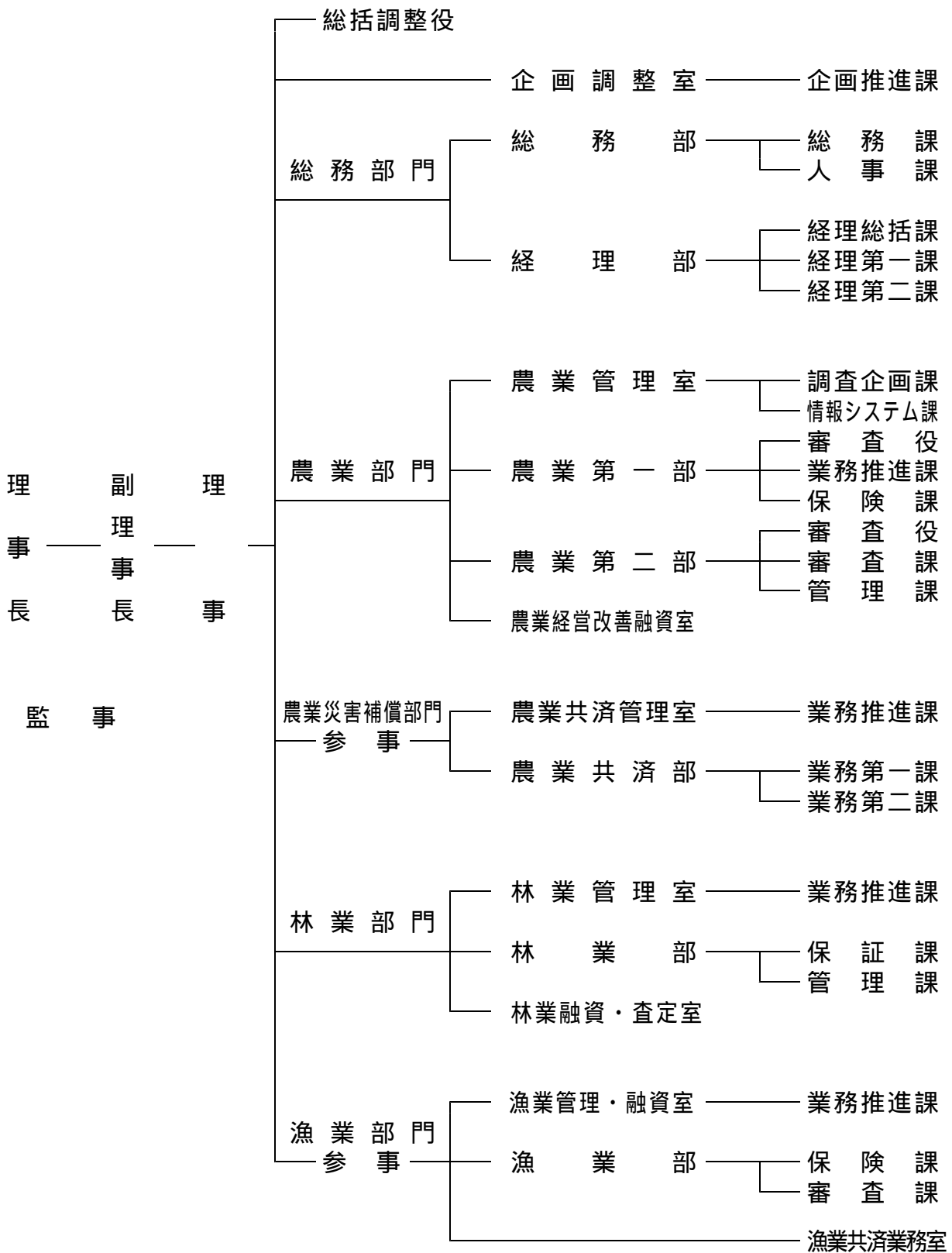
農林水産大臣及び財務大臣

ただし、農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に関する事項並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事項(給与及び退職手当の支給の基準に関するものを除く。)については、農林水産大臣

9 年度計画に定めた項目ごとの実績

別添のとおり

10 法人の組織図（平成19年3月31日現在）



独立行政法人農林漁業信用基金 平成18年度業務実績報告書

(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

| 中期目標項目 | 中期計画項目 | 年度計画項目 | 事業年度報告 |
|--|---------------------------------------|---------------------------------------|--------------------------------------|
| <p>第1 中期目標の期間 独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の中期目標の期間は、平成15年10月1日から平成20年3月31日までの4年6ヶ月間とする。</p> <p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>信用基金は、農林漁業金融政策の一環として、農業・漁業の信用基金協会（以下「基金協会」という。）が行う債務の保証についての保険、林業者等の融資機関からの借入れに係る債務の保証等を行うことにより、農林漁業者の信用力を補完し、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にして農林漁業の健全な発展に資することを目的とするものである。</p> <p>また、自然災害や不慮の事故による損失を補填することにより農漁業経営の安定に資する災害補償制度の一環として、共済団体等に対して共済金等の支払に必要な資金の貸付けを行っている。</p> <p>信用基金がその役割を的確に果たすには、多岐にわたる業務を一体的に運営し、一つの法人として、効率的な業務運営体制を確立</p> | <p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> | <p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> | <p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとった措置</p> |

することが必要不可欠である。このことは、第4で定める信用基金の財務内容の改善にも資するものである。

このため、信用基金は、以下の点を踏まえて業務運営を行うものとする。

1 事業費の削減・効率化

事業費（農業・漁業災害補償に係る貸付事業を除く。）については、中期目標の期間中に、平成14年度比で5%以上削減する。この場合、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生等外的要因により影響を受けることについて配慮する。

1 事業費の削減・効率化

事業費（農業・漁業災害補償に係る貸付事業を除く。）について、その支出の可否を検討し、効率化を期するため、中期目標の期間中に、平成14年度比で5%以上削減する。

1 事業費の削減・効率化

事業費（農業・漁業災害補償に係る貸付事業を除く。）について、効率化を図る観点から、以下の点など支出の要否及び支出方法等について引き続き検討を行う。

- ・極力有利な条件での借入れ等による借入金利の縮減
- ・サービスの選定等に当たっての求償権回収に係る費用対効果への配慮

1 事業費の削減・効率化

(1) 事業費（農業・漁業災害補償に係る貸付事業を除く。）については、655億41百万円の支出であり、平成14年度予算対比で40.5%の削減となった（決算対比では、15.1%の削減）。

| 平成14年度 予算(A) | 平成18年度 決算(B) | 削減率 (B-A)÷A | 参 考 | |
|-----------------|-----------------|----------------|---------------|----------------|
| | | | 14年度決算 (C) | 削減率 (B-C)÷C |
| 110,109 百万円 | 65,541 百万円 | 40.5% | 77,211 百万円 | 15.1% |

この要因は、事業費のうち

保険事業費（農業・漁業の保険金等）及び保証事業費（林業の代位弁済費等）が、それぞれ14年度予算対比で4.9%、24.4%の減となったこと。

事業費の大宗を占める貸付事業費（18年度決算476億円）については、農業・漁業の低利預託基金、林業の推進資金に係る貸付が、長引く低金利情勢により制度金融の有利性が薄れたこと等を反映して、14年度予算対比で48.0%の減となったこと。

が挙げられる。

(2) 事業費の削減に直接つながる取組として、

林業信用保証業務における農林漁業金融公庫に対する資金寄託業務の財源として、平成18年度は、次表のとおり2回にわたって長期借入れを行った。

借入れにあたっては、一層の事業費の節減につながるよう一般競争入札を実施した。

| | 借入時期 | 借入金額 | 借入利率 |
|----|--------|----------|--------|
| 上期 | 18年 6月 | 7億68百万円 | 1.318% |
| 下期 | 18年10月 | 14億 7百万円 | 1.246% |

サービスへの委託に当たっては、全国的に事業実施していること、同様の債権についての取扱実績があること等を考慮して2社を選定するとともに、委託費の支払いについては回収実績の一定の割合を支払う方法とし、費用対効果に配慮した。

この結果、平成18年度におけるサービスによる回収額が66百万円であったのに対し、支払った委託経費は21百万円となった。

| | | | |
|--|--|---|---|
| | | | <p>(3) 代位弁済額や支払保険金の抑制に向けての取組として、信用基金が保証契約の当事者となる林業信用保証業務においては、審査協議会において協議を行うなど厳正な保証審査を行うことにより代位弁済の抑制に努めているところである。基金協会の代位弁済が保険事故となる農業信用保険業務及び漁業信用保険業務においては、基金協会との情報の共有に努めるとともに、基金協会の審査の精度の向上に資するよう、大口保険引受及び大口保険金請求に関して基金協会との事前協議を徹底することで、保険事故の発生の抑制に取り組んでいるところである。</p> <p>(4) また、農業信用保険業務においては畜特資金及び負担軽減支援資金について、漁業信用保険業務においては借替緊急融資資金について、大口保険引受に係る事前協議の対象額を現行の2分の1に引き下げ、事前協議の拡大を図るための要領改正（平成19年3月）等を行ったところである。</p> |
| <p>2 業務運営体制の効率化 4分野（農業・林業・漁業・農業災害補償）に分かれている事務所を統合するとともに、前倒しで独立行政法人化時点で定員削減を行うほか、その効果を踏まえた組織体制・人員配置を見直し、人員の削減を行う。</p> | <p>2 業務運営体制の効率化 (1) 4分野（農業・林業・漁業・農業災害補償）に分かれている事務所を統合するとともに、前倒しで独立行政法人化時点で3名の定員削減を行うほか、その効果を踏まえつつ、総務、経理等の管理部門の再編等、業務の質や量に対応した組織体制・人員配置を見直し、人員の削減を行う。</p> | <p>2 業務運営体制の効率化 (1) 事務所統合の成果を踏まえ、引き続き、業務運営の効率化を図る。</p> | <p>2 業務運営体制の効率化 (1) 事務所統合は、平成16年12月に実施。 公用車2台のうち1台を廃止するとともに、運転手を1名削減し、業務運営の効率化を図った。</p> <p>(2) 管理部門（総務部、経理部）において、事務の一層の合理化を図ることにより、人員を1名削減した。これにより、独立行政法人移行後の管理部門について、5名の人員削減を行った。</p> |
| <p>また、職員の能力の向上を図るため、各種研修を効果的に実施する。</p> | <p>(2) 職員の能力の向上を図るため、各種研修を効果的に実施する。</p> | <p>(2) 職員の階層別に実施する計画的養成研修とより専門的な能力開発研修に分けるなど研修体系の見直し、充実を図り職員の資質の向上に努める。</p> | <p>中期研修計画に基づき平成18年度研修計画を作成し、以下のとおり研修を実施した。 研修にあたっては、計画的養成研修と実務的、専門的スキルを習得させる能力開発に体系化するとともに、研修受講者に対する確認テストやレポートの提出により、今後の研修の充実に反映させる仕組みを構築した。</p> <p>(計画的養成研修) 新規採用研修（新規採用者に信用基金の業務を理解させる研修 4月） 一般職員研修（課長補佐以下の職員に対し専門的知識を付与するための研修 7月） ・財務諸表の見方と経営分析の手法に関する研修 ・保険数理の基礎を理解する研修 現地研修（課長補佐以下の職員に対し農林漁業の経営実態を把握させる研修 10月） 課長研修（課長職を対象とした部下指導のあり方、職場の活性化、リーダーシップ発揮の手法に関する研修 11月）</p> <p>(能力開発研修) 実践的研修（全職員を対象に農林漁業の情勢等、専門的知識を修得させる研修 1月） 専門的研修（信用基金の各部門又は他法人が行う研修） ・木材産業の経営・技術の現状を把握させる現地研修（林業部門主催 1月） ・素材生産業の経営実態を把握させる現地研修（林業部門主催 2月）</p> |

| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・政府関係法人会計事務研修（財務省会計センター主催 10～11月） ・予算編成支援システム研修（財務省会計センター主催 10月） ・評価・監査セミナー（総務省行政評価局主催 8月） ・金融、保証等に関する通信教育研修（財務入門、演習債権管理回収、信用事業税務、トラブルを防ぐ融資法務、証券基礎、FP技能士対策講座） | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|--------------------|-----------------|--------------------|-----|--|---------------|--------------------|--------------|--------------|-------|--------------|-------|
| <p>3 経費支出の抑制 一般管理費について、中期目標の期間中に、平成14年度比で13%以上抑制する。</p> | <p>3 経費支出の抑制 すべての支出について、当該支出の要否を検討するとともに、以下の措置を講じること等により、一般管理費について、中期目標の期間中に、平成14年度比で13%以上の節減を行う。</p> | <p>3 経費支出の抑制 すべての支出について、当該支出の要否を検討するとともに、以下の措置を講じること等により、一般管理費の節減を行う。</p> | <p>3 経費支出の抑制 (1) 一般管理費については、18億69百万円の支出であり、平成14年度予算対比で29.7%の削減となった（決算対比では18.2%の削減）。</p> <table border="1" data-bbox="1151 469 2074 616"> <thead> <tr> <th rowspan="2">平成14年度 予算（A）</th> <th rowspan="2">平成18年度 決算（B）</th> <th rowspan="2">削減率 (B - A) ÷ A</th> <th colspan="2">参 考</th> </tr> <tr> <th>14年度決算 (C)</th> <th>削減率 (B - C) ÷ C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,659 百万円</td> <td>1,869 百万円</td> <td>29.7%</td> <td>2,284 百万円</td> <td>18.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>この要因は、人員削減等による人件費の削減、事務所統合による事務所借料の節減、電算システム（農業保険）の自主運用による委託費の節減等によるものである。</p> <p>(2) また、林業信用保証業務においては、一般管理費について国庫補助金の交付を受けていることを踏まえ、平成18年度業務運営方針において経費削減に向けて取り組む事項を定め、一層の一般管理費の縮減に取り組んだ。具体的には、引き続き、経費削減委員会により、四半期ごとの予算の執行管理（出張計画の調整による旅費の効率的使用等）を行い、経費削減に努めた（平成14年度予算対比で27.1%の削減（決算対比では12.9%の削減））。</p> | 平成14年度 予算（A） | 平成18年度 決算（B） | 削減率 (B - A) ÷ A | 参 考 | | 14年度決算 (C) | 削減率 (B - C) ÷ C | 2,659 百万円 | 1,869 百万円 | 29.7% | 2,284 百万円 | 18.2% |
| 平成14年度 予算（A） | 平成18年度 決算（B） | 削減率 (B - A) ÷ A | 参 考 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 14年度決算 (C) | 削減率 (B - C) ÷ C | | | | | | | | | | | |
| 2,659 百万円 | 1,869 百万円 | 29.7% | 2,284 百万円 | 18.2% | | | | | | | | | | | |
| <p>・予算管理、調達に係る規程を整備し、予算の執行管理体制を整備する。</p> | <p>適正な資産の評価に資するため、会計規程を改正し、減損処理を導入する。また、会計規程に基づき、引き続き、支出の部署別時期別配分を行うなど予算の執行管理を徹底する。</p> | <p>適正な資産評価に資するため、平成18年9月に「減損処理」に係る会計規程の改正を行うとともに、同日付で「固定資産の減損に係る会計基準」を制定した。また、会計規程等に基づいて、予算の期中進行管理を行うとともに部署別の予算配分、管理を実施した。</p> | | | | | | | | | | | | | |
| <p>・役職員に対し、費用対効果等のコスト意識を徹底させる。</p> | <p>役職員に対し、費用対効果などのコスト意識を引き続き徹底させる。</p> | <p>コスト意識を徹底させるため、以下の措置を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算の期中進行管理を行い、役職員に対し年度中の執行見込を周知 ・財務諸表について監査法人の分析結果を役職員に説明 ・部署別予算配分・管理を実施 | | | | | | | | | | | | | |
| <p>・業務実施方法を見直す。</p> | <p>外部委託の推進を引き続き図るなど業務実施方法を見直す。</p> | <p>(1) 業務実施方法の見直しに資するため、職員から業務改善について提案を募る業務改善提案制度を導入した。18年度は、回覧文書等を掲示するサイトの創設の提案を受け、基金LANに「掲示板サイト」を設けたところである。これにより、迅速な情報提供、事務の合理化が図られた。</p> <p>(2) 資料の保管スペース節減のため、文書の電子情報化を推進するとともに、基金協会への通知書様式</p> | | | | | | | | | | | | | |

| | <p>・一般競争入札等の積極的な導入を図る。</p> | <p>会計規程に基づき、引き続き、一般競争・指名競争等を実施する。</p> | <p>の見直し等による事務処理の効率化のため、関係要領の改正を行った。</p> <p>(1) 公共調達に関する国の取組(「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日財計第2017号))を踏まえ、信用基金における契約事務の適正執行を図るため、会計規程等を改正し、指名競争を廃止して一般競争の範囲の拡大等を行った。また、随意契約の公表基準を制定し、締結した契約に係る情報を公表することとした。</p> <p>(2) 平成18年度に締結した契約の契約形態、件数、金額は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1126 379 2013 497"> <thead> <tr> <th>契約形態</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>割合(件数)</th> <th>割合(金額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般競争</td> <td>2件</td> <td>5,964千円</td> <td>18.2%</td> <td>15.7%</td> </tr> <tr> <td>随意契約</td> <td>9件</td> <td>31,960千円</td> <td>81.8%</td> <td>84.3%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>11件</td> <td>37,924千円</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1. 工事・製造250万円以上、財産の買入れ160万円以上、物件の借入80万円以上、役務の提供100万円以上の契約を対象とし、金融取引を除いた。 注2. 随意契約については、システムのメンテナンス契約(4件)、プログラム修正契約(3件)、監査契約(1件)及び信用調査に係る委託契約(1件)であり、いずれも一般競争入札に付すことになじまないものである。</p> | 契約形態 | 件数 | 金額 | 割合(件数) | 割合(金額) | 一般競争 | 2件 | 5,964千円 | 18.2% | 15.7% | 随意契約 | 9件 | 31,960千円 | 81.8% | 84.3% | 計 | 11件 | 37,924千円 | 100.0% | 100.0% |
|---|--|--|---|-----------------|-----------------|----------------|--------------|--------------|------|----|---------|-------|-------|------|----|----------|-------|-------|---|-----|----------|--------|--------|
| 契約形態 | 件数 | 金額 | 割合(件数) | 割合(金額) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一般競争 | 2件 | 5,964千円 | 18.2% | 15.7% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 随意契約 | 9件 | 31,960千円 | 81.8% | 84.3% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 11件 | 37,924千円 | 100.0% | 100.0% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>なお、人件費(退職給付引当金繰入及び社会保険料負担金を除く。また、人事院勧告を踏まえた改定部分を除く。)については、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降5年間に於いて、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。</p> | <p>なお、人件費(退職給付引当金繰入及び社会保険料負担金を除く。また、人事院勧告を踏まえた改定部分を除く。)については、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降5年間に於いて、5%以上の削減を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について必要な見直しを進める。なお、現中期目標期間が終了する19年度末まで(平成18年度以降2年間に、少なくとも人件費の2%を削減。</p> | <p>人件費(退職給付引当金繰入及び社会保険料負担金を除く。また、人事院勧告を踏まえた改定部分を除く。)については、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員給与について必要な見直しを行う。なお、19年度末までに、少なくとも人件費の2%削減を達成できるよう努力する。</p> | <p>人件費(退職給付引当金繰入及び社会保険料負担金を除く。)については、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直し、人員の削減等により、前年度比で3.5%削減の1億72百万円であった。</p> <table border="1" data-bbox="1173 786 1751 904"> <thead> <tr> <th>平成17年度 決算(A)</th> <th>平成18年度 決算(B)</th> <th>削減率 (B-A)÷A</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,215 百万円</td> <td>1,172 百万円</td> <td>3.5%</td> </tr> </tbody> </table> | 平成17年度 決算(A) | 平成18年度 決算(B) | 削減率 (B-A)÷A | 1,215 百万円 | 1,172 百万円 | 3.5% | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成17年度 決算(A) | 平成18年度 決算(B) | 削減率 (B-A)÷A | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1,215 百万円 | 1,172 百万円 | 3.5% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>4 内部監査の充実 業務の適正化を図るため、信用基金の各業務を横断的に監査する内部監査体制を充実・強化する。</p> | <p>4 内部監査の充実 業務の適正化を図るため、信用基金の各業務を横断的に監査する内部監査体制を充実・強化する。</p> | <p>4 内部監査の充実 信用基金の各業務を横断的に監査する内部監査体制の充実・強化を図るため、内部監査規程に基づき、常勤監事と連携しつつ、内部監査年度計画に従い内部監</p> | <p>4 内部監査の充実 (1) 平成18年度の内部監査年度計画及び実施計画を策定し、これに基づき内部監査を実施した。また、年度計画・実施計画の策定及び監査報告書のとりまとめに当たっては、監事と協議・意見交換を行い、連携を図った。 林業部門及び漁業部門を対象とした内部監査を実施し、保険業務に係る通知書の取扱いに係る改善を図った。 また、前年度に実施した農業部門及び農業災害補償関係部門に対し、フォロー監査を行い、改</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|---|--|--|--|
| | | 査を適切に実施する。 | 善状況を確認した。 全部門に共通する業務に関する内部監査として、保有個人情報の管理状況について内部監査を実施した。 (2) 内部監査の一層の充実を図るため、担当職員の監査能力の向上のための研修に参加した。 |
| 5 評価・点検の実施 保証保険等に係る評価手法について、総務省「政府金融機関等による公的資金の供給に関する政策評価書」等を踏まえつつ検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを順次導入する。 | 5 評価・点検の実施 (1) 保証保険等に係る評価手法について、必要に応じて有識者を活用しつつ、総務省「政府金融機関等による公的資金の供給に関する政策評価書」や他の政府系金融機関の検討状況を踏まえて検討する。 (2) (1)の検討結果を踏まえ、信用基金内部に横断的な業務の評価・点検チームを設置するなど体制整備を行い、評価結果を業務運営に反映させる仕組みを順次導入する。 | 5 評価・点検の実施 保証保険や資金の貸付けに係る評価手法についての検討結果を踏まえ、農林漁業信用基金評価・点検委員会を中心に自己評価を行うとともに、その結果を業務運営に反映させる仕組みを導入する。 | 5 評価・点検の実施 (1) 各業務において、評価シートに基づく平成17年度の業績評価（一次評価）を実施し、さらに、各業務を横断的に評価する評価・点検委員会において二次評価を行った。 (2) また、評価・点検委員会において、以下のとおり、評価結果を業務運営に反映させる仕組みを定めた。 毎事業年度5月中に前年度業務実績について各部門において評価（一次評価）を実施 評価・点検委員会による評価（二次評価）を実施（6月） 評価・点検委員会から理事会に対し、二次評価結果の報告及び業務への反映を要請 フォローアップ ア 各部門から委員会へのフォローアップ結果の報告 イ 委員会から理事会へのフォローアップ結果の報告 |
| 6 情報処理システムの効率的な開発・運用 各部門共通の会計システムを開発し、経理処理の迅速化・効率化を図るとともに、業務運営の効率化に必要な情報処理システムの開発・改良を行う。この場合、システムの設計の段階から投資の合理化・効率化に配慮し、システム開発費・運用経費を適切なものとする。 | 6 情報処理システムの効率的な開発・運用 各部門共通の会計システムを開発し、経理処理の迅速化・効率化を図る等業務運営の効率化を実現するために必要不可欠な情報処理システムの開発・改良を行う。 この場合、設計、業務処理方法の設定の段階から投資の合理化・効率化に配慮し、システム開発費を適正なものとする。その際、現行システムの運用面での課題等を十分に分析し、システムの拡張性を確保するとともに、次期システムの運用経費については、抑制す | 6 情報処理システムの効率的な開発・運用 これまでが開発した各種システムについて、情報化推進委員会を活用し、適切な運用を図る。 | 6 情報処理システムの効率的な開発・運用 (1) これまでに各業務ごとに開発した各種システムの適切な運用を図るため、情報化推進委員会において、情報機器類の安全対策、データの管理状況等についての点検や改善策の検討を行った。 (2) また、各業務ごとの各種システムについて、適切な運用を図るとともに、農業信用保険業務、漁業信用保険業務及び農業災害補償関係業務において、処理の効率化及び機能拡充のためのシステム修正を行うほか、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務において、バックアップ装置の増設を行った。 |

| <p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>信用基金は、利用者のニーズに的確に対応した質の高いサービスを提供するため、国民一般の理解が得られるよう留意しつつ、以下の点を踏まえて業務運営を行うものとする。</p> <p>1 事務処理の迅速化 利用者の手続面での負担の軽減を図るため、</p> | <p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 事務処理の迅速化 利用者の手続面での負担及び事務コストの軽減を図るため、以下の措置を講じて、事務処理の迅速化を実現する。</p> | <p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 事務処理の迅速化 利用者の手続面での負担等の軽減を図るため、以下の措置を講じて、事務処理の迅速化を実現する。</p> | <p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとった措置</p> <p>1 事務処理の迅速化</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|--|---|-------------------------|----------------|--------------|---------------------|-------------------------|----------------|-----|---------------|---------|---------|-----|-----|---------|--------|--------|-----|-----|----------|---------|---------|------|------|-------------|------|------|------|------|-------------|-----|-----|------|------|-----|------|--------|--------|-----|-----|------|------|------|-----|-----|------|-----|-----|------|------|-----|---------------|---------|---------|------|------|---------|-----|-----|------|------|----------|--------|--------|------|------|-------------|------|------|------|------|
| <p>保険引受審査・保険金支払審査、納付回収金の受納、貸付審査等の業務内容に応じ、利用者の利便性の向上に資する観点から、標準処理期間を設け、その期間内に案件の8割以上を処理する。</p> | <p>(1) 保険引受、保険金支払審査、納付回収金の受納、貸付審査等の業務内容に応じ、利用者の利便性の向上に資する観点から、以下のとおり標準処理期間を設け、その期間内に案件の8割以上を処理する。</p> <p>ア 保険通知の処理・保険料徴収 月次処理（月次処理）</p> <p>イ 保険金支払審査 27日(30日)</p> <p>ウ 納付回収金の受納 月次処理（月次処理）</p> <p>エ 保証審査 7日(8日)</p> <p>オ 代位弁済 150日(180日)</p> <p>カ 貸付審査</p> | <p>(1) 保険引受、保険金支払審査、納付回収金の受納、貸付審査等の業務内容に応じ、以下のとおり標準処理期間を設け、平成18年度においては、その期間内に案件の8割以上を処理する。</p> <p>ア 保険通知の処理・保険料徴収 月次処理</p> <p>イ 保険金支払審査 27日</p> <p>ウ 納付回収金の受納 月次処理</p> <p>エ 保証審査 7日</p> <p>オ 代位弁済 150日</p> <p>カ 貸付審査</p> | <p>各業務に関し、実際の全処理件数に対する標準処理期間内に処理された件数の割合は、以下のとおりであり、全てについて目標（8割以上）を上回る結果となった。</p> <p>なお、標準処理期間内に処理できなかったものは、書類不備が主な原因であり、整備され次第やかに処理されている。</p> <table border="1" data-bbox="1153 925 2172 1412"> <thead> <tr> <th colspan="2">業 務</th> <th>全処理件数 (A)</th> <th>標準処理期間内の処理件数 (B)</th> <th>標準処理期間内の処理割合 (B ÷ A)</th> <th>(参考) 17年度実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">農 業</td> <td>保険通知の処理・保険料徴収</td> <td>91,882件</td> <td>91,773件</td> <td>99%</td> <td>99%</td> </tr> <tr> <td>保険金支払審査</td> <td>3,310件</td> <td>3,215件</td> <td>97%</td> <td>96%</td> </tr> <tr> <td>納付回収金の受納</td> <td>56,971件</td> <td>56,971件</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>農業長期資金の貸付審査</td> <td>197件</td> <td>197件</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>農業短期資金の貸付審査</td> <td>88件</td> <td>88件</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">林 業</td> <td>保証審査</td> <td>1,782件</td> <td>1,650件</td> <td>93%</td> <td>90%</td> </tr> <tr> <td>代位弁済</td> <td>119件</td> <td>110件</td> <td>92%</td> <td>94%</td> </tr> <tr> <td>貸付審査</td> <td>42件</td> <td>42件</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">漁 業</td> <td>保険通知の処理・保険料徴収</td> <td>44,455件</td> <td>44,455件</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>保険金支払審査</td> <td>85件</td> <td>85件</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>納付回収金の受納</td> <td>9,505件</td> <td>9,505件</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>漁業長期資金の貸付審査</td> <td>310件</td> <td>310件</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> | 業 務 | | 全処理件数 (A) | 標準処理期間内の処理件数 (B) | 標準処理期間内の処理割合 (B ÷ A) | (参考) 17年度実績 | 農 業 | 保険通知の処理・保険料徴収 | 91,882件 | 91,773件 | 99% | 99% | 保険金支払審査 | 3,310件 | 3,215件 | 97% | 96% | 納付回収金の受納 | 56,971件 | 56,971件 | 100% | 100% | 農業長期資金の貸付審査 | 197件 | 197件 | 100% | 100% | 農業短期資金の貸付審査 | 88件 | 88件 | 100% | 100% | 林 業 | 保証審査 | 1,782件 | 1,650件 | 93% | 90% | 代位弁済 | 119件 | 110件 | 92% | 94% | 貸付審査 | 42件 | 42件 | 100% | 100% | 漁 業 | 保険通知の処理・保険料徴収 | 44,455件 | 44,455件 | 100% | 100% | 保険金支払審査 | 85件 | 85件 | 100% | 100% | 納付回収金の受納 | 9,505件 | 9,505件 | 100% | 100% | 漁業長期資金の貸付審査 | 310件 | 310件 | 100% | 100% |
| 業 務 | | 全処理件数 (A) | 標準処理期間内の処理件数 (B) | 標準処理期間内の処理割合 (B ÷ A) | (参考) 17年度実績 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 農 業 | 保険通知の処理・保険料徴収 | 91,882件 | 91,773件 | 99% | 99% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 保険金支払審査 | 3,310件 | 3,215件 | 97% | 96% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 納付回収金の受納 | 56,971件 | 56,971件 | 100% | 100% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 農業長期資金の貸付審査 | 197件 | 197件 | 100% | 100% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 農業短期資金の貸付審査 | 88件 | 88件 | 100% | 100% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 林 業 | 保証審査 | 1,782件 | 1,650件 | 93% | 90% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 代位弁済 | 119件 | 110件 | 92% | 94% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 貸付審査 | 42件 | 42件 | 100% | 100% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 漁 業 | 保険通知の処理・保険料徴収 | 44,455件 | 44,455件 | 100% | 100% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 保険金支払審査 | 85件 | 85件 | 100% | 100% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 納付回収金の受納 | 9,505件 | 9,505件 | 100% | 100% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 漁業長期資金の貸付審査 | 310件 | 310件 | 100% | 100% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

農業長期資金
償還日と同日付貸付
(償還日と同日付貸付)
農業短期資金
月3回(5のつく日)
(月3回(5のつく日))
農業災害補償
4日(5日)
林業
3日(4日)
漁業長期資金
償還日と同日付貸付
(償還日と同日付貸付)
漁業短期資金
10日(30日)
漁業災害補償
4日(5日)
()内は、実績値

農業長期資金
償還日と同日付貸付
農業短期資金
月3回(5のつく日)
農業災害補償
4日
林業
3日
漁業長期資金
償還日と同日付貸付
漁業短期資金
10日
漁業災害補償
4日

| | | | | | |
|----|-------------|-----|-----|------|------|
| | 漁業短期資金の貸付審査 | 14件 | 14件 | 100% | 100% |
| 農災 | 貸付審査 | 15件 | 15件 | 100% | 100% |
| 漁災 | 貸付審査 | 15件 | 15件 | 100% | 100% |

基金協会等関係機関との間で、保険引受審査、保険金支払審査等に係る情報の共有、意見調整を着実に行う。

(2) 基金協会等関係機関との間で、保険引受、保険金支払審査等に係る情報の共有、意見調整を着実に行う。

(2) 農業信用保険業務において、基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議を実施するとともに、大口保険引受案件の事前打ち合わせ、大口保険金請求案件の事前協議を引き続き実施する。

(1) 農業信用保険業務については、事務処理の迅速化と、事故の未然防止及び審査の精度の向上を目的として、基金協会の保証要綱等の制定・改正、大口保険引受及び保険金請求に関して、基金協会と事前協議を行った。

(2) 基金協会の保証要綱等の制定・改正について、基金協会から事前にその案の提出を受け、内容について協議を実施した(83件)。

(3) 大口保険引受案件(注)については、対象案件(348件)のすべてについて事前協議を実施した。

(注) 大口保険引受案件とは、当該案件の保険価額が1億円以上となる案件をいう。
また、畜特資金、負担軽減支援資金に係る事前協議の一層の徹底を図るため、これら資金に係る事前協議の対象金額を平成19年度から5千万円に引き下げる要領改正を行った(平成19年3月)。

(4) 大口保険金請求予定案件(注)については、対象案件(33件)のすべてについて、代位弁済前の事前協議を実施した。また、事前協議の一層の徹底を図るため、平成19年度から事前協議の対象を「代位弁済実行前」から「基金協会が代位弁済の可能性が高いと判断したとき」に変更する要領改正を行った(平成19年3月)。

(注) 大口保険金請求予定案件とは、個人にあっては請求額が3千万円以上、法人にあたっては請求額が5千万円以上となる案件をいう。

(5) この他、「審査関連情報」、「事故防止のためのヒント集」の配布や会議における説明を通じて、保証引受審査や事故防止における着眼すべき項目を基金協会に周知した。

| | | | |
|---|---|---|--|
| | | <p>(3) 漁業信用保険業務において、大口保証引受についての事前打合せや、基金協会との求償権に関する情報の共有化を引き続き実施する。</p> | <p>(1) 漁業信用保険業務については、事務処理の迅速化と、審査の精度の向上を目的として、大口保証引受及び大口保険金請求に関して、基金協会と事前協議を行ったほか、求償権に関する情報を基金協会と共有している。</p> <p>(2) 大口保証引受案件（注）については、対象案件（24件）のすべてについて事前協議を実施した。 （注）大口保証引受案件とは、次に該当するものをいう。 ア 保証の額が次の額を超えるもの 遠洋かつお・まぐろ漁業 2億円 その他漁業 1億円 水産業協同組合 3億円 イ 保証を行った後の被保証者に係る保証残高が、次の額を超えるもの 遠洋かつお・まぐろ漁業 6億円 その他漁業 3億円 水産業協同組合 6億円 また、借替緊急融資資金について、事前協議の一層の徹底を図るため、平成19年度から対象金額を現行基準の2分の1に引き下げる要領改正を行った（平成19年3月）。</p> <p>(3) 大口保険金請求予定案件（注）については、対象案件（45件）のすべてについて、代位弁済前の事前協議を実施した。また、事前協議の一層の徹底を図るため、平成19年度から事前協議の対象を「代位弁済実行前」から「基金協会が代位弁済の可能性が高いと判断したとき」に変更する要領改正を行った（平成19年3月）。 （注）大口保険金請求予定案件とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ア 代位弁済額が5千万円以上 イ 基金協会が事務処理の困難性が高いと判断したもの</p> <p>(4) 基金協会から「求償権分類管理表」及び「求償権回収進捗状況表」の提出を受け、回収見込額及び回収経過等についての情報を共有し、求償権の管理・回収の強化を図った。</p> |
| <p>専決権限の弾力化を行う 等により、事務処理の迅速化を図る。</p> | <p>(3) 専決権限の弾力化、意思決定や業務処理の方法の見直しを行う。</p> | <p>(4) 専決権限の弾力化など、引き続き、業務処理の方法の見直しを行う。</p> | <p>(1) 事務処理の迅速化に向け、専決事項の拡充、専決金額の引き上げ等、専決基準の見直しを行った。</p> <p>(2) 業務実施方法の見直しに資するため、職員から業務改善について提案を募る業務改善提案制度を導入した。18年度は、回覧文書等を掲示するサイトの創設の提案を受け、基金LANに「掲示板サイト」を設けたところである。これにより、迅速な情報提供、事務の合理化が図られた。</p> <p>(3) 資料の保管スペース節減のため、文書の電子情報化を推進するとともに、基金協会への通知書様式の見直し等による事務処理の効率化のため、関係要領の改正を行った。</p> |
| <p>2 利用者に対する積極的な情報提供及び利用者の意見の反映 ホームページでの情報提供を行うこと等により、利</p> | <p>2 利用者に対する積極的な情報提供及び利用者の意見の反映 (1) ホームページでの情報提供を行うこと等により、利</p> | <p>2 利用者に対する積極的な情報提供及び利用者の意見の反映 (1) 効率的な情報提供媒体であるホームページを引き続</p> | <p>2 利用者に対する積極的な情報提供及び利用者の意見の反映 (1) ホームページにおける情報の提供については、利用者や国民一般に対して、より分かりやすく信用基金の業務内容等が提供できるよう、説明文や図表を追加するなど、ホームページの内容の充実</p> |

用者に対して業務の紹介を分かりやすく行う。ホームページで提供する情報については、更新に要する期間を1週間以内とし、情報提供の迅速化を図る。

用者に対して業務の紹介を分かりやすく行う。ホームページで提供する情報については、更新に要する期間を1週間以内とし、情報提供の迅速化を図る。また、中期計画期間中毎年度平均で6,000件以上のアクセス件数となるようにする。

き活用して、利用者や国民一般に対し農林漁業の制度金融や信用基金の業務の紹介を分かりやすく行う。
ホームページで提供する情報については、引き続き、更新に要する期間を1週間以内とし、情報提供の迅速化を図るとともに、アクセスの分析を行う。

を行った。

新規に掲載した情報は次のとおり。

- ・漁業経営改善促進資金に関するリーフレット
- ・能登半島地震や大雨、台風災害に伴う保証に関する相談窓口の設置公告
- ・随意契約に係る公表基準及び締結契約に係る情報
- ・独立行政法人の業務実績に対する評価結果の主要な反映状況

(2) 公表すべき事項は下記のとおりすべて1週間以内に掲載した。

| 事 項 | 基準日 | 掲載日 |
|----------------------|--------|--------|
| 職員給与規程改正 | 4 / 1 | 4 / 7 |
| 役員給与規程改正 | 4 / 1 | 4 / 7 |
| 職員給与規程改正 | 6 / 1 | 6 / 2 |
| 役職員の報酬・給与 | 6 / 30 | 6 / 30 |
| 役員の退任・任命 | 8 / 1 | 8 / 1 |
| 独立行政法人評価委員会の評価結果 | 8 / 31 | 9 / 6 |
| 17年度決算及び財務諸表 | 9 / 29 | 10 / 2 |
| 退職公務員の状況 | 10 / 1 | 10 / 1 |
| 平成16事業年度評価結果の主要な反映状況 | 12 / 7 | 12 / 7 |
| 19年度計画 | 3 / 30 | 4 / 2 |

(3) ホームページで提供する情報の一層の充実を図るため、ホームページにアクセスした閲覧者の検索ワード、コンテンツごとのアクセス件数の把握などアクセス内容の分析を行った。

(4) 平成18年度のホームページアクセス件数は、35,943件であった。

(2) 農業信用保険業務においては、保証引受等の情報・データを冊子にとりまとめ、基金協会をはじめ関係機関に引き続き提供する。

農業信用保険業務において、保証引受等の情報・データを冊子にとりまとめ、基金協会をはじめ関係機関に提供している。平成18年度は以下のとおり実施した。

機関誌「農業信用保証保険」(隔月発行)

保険の引受動向、保険金支払、回収状況といった業務に関する情報のほか、経済・金融動向、農業情勢などの一般情報について掲載・提供した。

「事故防止のためのヒント集」(年1回発行・小冊子)

保険金支払額1千万円以上の大口保険金支払案件の事故事例をもとに、今後の事故防止、保証引受審査等の対応で教訓となるものをとりまとめた「事故防止のためのヒント集」を作成し平成19年3月に配布した。

「審査関連情報」(年1回発行・小冊子)

保証引受審査において参考となる田畑価格の調査結果、主要農畜産物価格の動向などの情報やデータを「審査関連情報」としてとりまとめて平成19年3月に配布した。

「保険事業概況」(年1回発行・冊子)

農業信用保険業務の概況をとりまとめた「保険事業概況」を作成し平成18年6月に配布した。

「農業信用保証・保険業務要覧」(年1回発行・冊子)

各基金協会の行う保証業務と信用基金の行う保険業務について、全国統計と協会別統計に整理し

| | | |
|--|---|--|
| | | <p>た過去10年程度のデータ及び農業信用保証・保険制度をとりまく参考資料をとりまとめた「農業信用保証・保険業務要覧」を作成し平成19年1月に配布した。 「農業信用保証保険年報」(年1回発行・冊子) 農業信用保証保険事業の動向や当該年度の特徴をとりまとめた「農業信用保証保険年報」を作成し平成19年3月に配布した。 スーパーS資金のリーフレットの提供 スーパーS資金の普及促進のため、リーフレットを新たに作成し、平成19年3月に基金協会はじめ関係機関に配布した。</p> |
| | <p>(3) 林業信用保証業務においては、解説書等を活用して、PR活動の推進を引き続き図る。</p> | <p>(1) 保証の利用促進を図るため、解説書等を活用して、保証サービス内容の積極的なPR活動を以下のように行った。 重点地域を定め、17道県の融資機関等を訪問の上、制度及び保証内容について説明し、保証利用の促進に努めた。 「林業信用保証連絡協議会」を開催し、業界団体等に対し、基金の業務への理解の促進に努めた。 「都道府県信用基金担当者及び相談員会議」を開催し、都道府県及び信用基金相談員に対し説明し、PR活動・保証利用の促進に努めた。 都道府県が主催する「農林漁業信用基金連絡協議会」において、融資機関に対し、利用促進が図られるようPR活動に努めた。 「都道府県森林(木材)組合連合会事務担当者に対する信用基金利用説明会」を開催し、約定融資機関となっている森林(木材)組合連合会の事務担当者に対し、制度及び保証内容について説明し、保証利用の促進に努めた。</p> <p>(2) 林業・木材産業者等に対する経営診断を引き続き行った。</p> |
| | <p>(4) 漁業信用基金協会とのネットワークへの参加協会の増加を引き続き図る。</p> | <p>(1) 全国5ブロックで開催された漁業信用基金協会ブロック会議において、各協会に対してネットワークに関する説明及び参加要請を行った。 この結果、平成18年度末の参加協会数は17年度末の8協会から10協会増の18協会となった。</p> <p>(2) このほか、漁業信用保険業務において、保険引受等の情報・データを冊子にとりまとめ、基金協会をはじめ関係機関に提供している。平成18年度は以下のとおり実施した。 漁業信用保険業務について、引受、弁済及び回収状況等をとりまとめた「漁業統計年報」を作成し、平成19年1月に基金協会はじめ関係機関に配布した。 漁業信用保険業務の事業概要をとりまとめた「業務報告書」を作成し、平成18年10月に基金協会はじめ関係機関に配布した。 漁業経営改善促進資金の普及促進のため、リーフレットを新たに作成し、平成18年7月に基金協会はじめ関係機関に配布した。</p> |
| | <p>(5) 農業災害補償関係業務については、引き続き、農業共済団体等を相手先とするNOSAIイントラネットを活用し、具体的かつ詳細な情報提供を行う。</p> | <p>農業災害補償関係業務については、NOSAIイントラネットを活用して、18年度に実施予定の調査について通知するとともに、農業共済団体の財務調査結果等の情報を提供した。</p> |

| | | | |
|---|---|---|--|
| <p>また、利用者の意見を定期的に聴取し、これを業務運営に反映させる。</p> | <p>(2) アンケート調査等の実施により、利用者の意見を定期的に聴取し、これを業務運営に反映させる。</p> | <p>(6) アンケート調査や各種会議の開催を通じて、利用者の意見を聴取する。また、こうして集めた利用者の意見については、会議での協議・説明、意見の対応の整理の励行等を通じて業務運営に反映させるよう努める。</p> | <p>信用基金の各業務において、アンケートの実施、会議を通じて利用者の意見を聴取し、それらの意見を業務運営に反映させるよう努めた。</p> <p>農業信用保険業務関係</p> <p>ア アンケートの実施 農協を対象に「農協貸出と農業信用保証保険制度に関する基本動向調査」を実施し、農協貸出や基金協会保証利用の動向、農業信用保証保険制度に関する意識や要望・意見を聴取するとともに、その結果をとりまとめ、基金協会等に配布した。</p> <p>イ 農業信用保険運営協議会の開催 基金協会及び農林中央金庫の代表を構成員とする「農業信用保険運営協議会」を2回開催し、信用基金の「事務・事業の見直し」、平成17年度決算、保証保険の概況等について説明し、意見交換を行った。</p> <p>林業信用保証業務関係</p> <p>ア アンケートの実施 2回にわたって、林業・木材産業者を対象に「林材業の業況動向調査」を実施し、その結果をとりまとめ、利用者、都道府県及びマスコミ等に配布して周知を図った。</p> <p>イ ワンポイントアドバイスに関するアンケートの実施 保証利用者の財務状況を分析し、改善に向けた助言を行うワンポイントアドバイスを実施し、これに関連してアンケートを実施したところ「参考となった」との回答を多く得ている。</p> <p>漁業信用保険業務関係</p> <p>ア アンケートの実施 基金協会を対象に「金融機関との責任分担に係るアンケート」を実施し、意見の収集を行い、その結果をとりまとめ、結果概要について基金協会に配布した。</p> <p>イ 漁業信用保険連絡協議会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業関係団体、農林中央金庫及び(社)漁業信用基金中央会を構成員とする「漁業信用保険連絡協議会」を平成18年7月に開催し、平成17年度決算や保証保険業務等について説明し、意見交換を行った。 ・ 平成18年9月及び12月に「漁業信用保険業務連絡会議」を開催し、基金協会や関係団体に対して信用基金の「事務・事業の見直し」について説明し、意見交換を行った。 <p>ウ 全国漁業信用基金協会常勤役員・参事会議の開催 (社)漁業信用基金中央会と共催で、平成19年3月に「全国漁業信用基金協会常勤役員・参事会議」を開催し、平成19年度の保証引受に当たっての留意事項等について説明し、意見交換を行った。</p> <p>エ ブロック会議への出席 平成18年7月～11月に開催された基金協会主催のブロック会議に出席し、漁業信用保険業務の運営に当たっての基本方針について説明し、意見交換を行った。</p> |
|---|---|---|--|

| | | | |
|---|--|---|--|
| | | | <p>農業災害補償関係業務関係</p> <p>ア アンケートの実施 利用者である農業共済団体の意見を事業運営に反映させるため、NOSA Iイントラネットを活用して、農業共済団体の財務調査に関するアンケートを実施した。 その結果、財務等調査システムについて、調査方法等の改善の要望があったことから、次年度調査に当該要望を反映させるよう、調査方法の見直しを行った。</p> <p>イ 農業災害補償運営協議会の開催 農業共済団体の代表及び学識経験者を構成員とする「農業災害補償運営協議会」を平成18年度に3回開催し、平成17年度決算、業務実績や独立行政法人の見直し等について報告し、意見交換を行った。</p> <p>漁業災害補償関係業務関係 平成18年4月、9月に開催された全国漁業共済組合連合会主催の漁業共済組合ブロック会議に出席し、貸付等の利用促進を図るため、漁業共済組合に対し業務内容を説明し、意見交換を行った。</p> |
| <p>3 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定 保険料率・保証料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、農林漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。</p> | <p>3 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定 (1) 保険料率及び保証料率については、農林漁業の特性を踏まえつつ、引受審査能力の向上等により事故率が過大とならないよう適正な業務運営を行うことを前提として、リスクを勘案した水準に設定する。</p> | <p>3 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定</p> | <p>3 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定</p> |
| | <p>保険料率及び保証料率水準を随時点検し、必要に応じ料率等の見直しを行う。その際、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料率及び保証料率算定委員会を設置する。 ・保険料率及び保証料率の見直しをルール化する。 | <p>(1) 保険料率・保証料率については、各料率算定委員会において事故率等保険料率・保証料率の算定要素の動向について分析するなど点検を行う。</p> | <p>(1) 農業信用保険業務 農業信用保険業務においては、保険料率算定委員会を開催し、平成17年7月に改定した特定資金に係る保険料率の検証・点検及び現行料率体系の問題点について検討を行うとともに、平成20年度における保険料率の改定の実施に向けた検討を行った。 第1回 平成18年12月19日 改定後保険料率の算出基礎である16年度理論値保険料率と18年度理論値保険料率の水準の比較、及び現行の料率体系の問題点について検討 第2回 平成19年3月7日 現行の保険料率体系の問題点について整理を行い、新たな料率体系の考え方について検討</p> <p>(2) 林業信用保証業務 林業信用保証業務については、保証料率算定委員会を開催し、事故率等保証料率の算定要素の動向について分析するなど点検を行うとともに、平成19年度中の保証料率の見直しに向けた検討を行った。 第1回 平成19年1月30日</p> |

| | | | |
|--|---|---|--|
| | | | <p>事業実績に基づく保証料、代位弁済、求償権回収の推移及び「独立行政法人農林漁業信用基金の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項(保証料率の見直し)への対応について検討</p> <p>第2回 平成19年3月8日 保証料率の見直しにおいて基準とする保証料率の理論値及び新たな保証料率体系について検討</p> <p>(3) 漁業信用保険業務 漁業信用保険業務においては、保険料率算定委員会を開催し、平成18年度の漁業保証保険料率に係る検証・点検を行うとともに、平成20年度の保険料率の改定に向けた検討を行った。</p> <p>第1回 平成19年1月22日 18年度理論値保険料率を算定するとともに、理論値料率の算定要素である事故率等の動向等について検証</p> <p>第2回 平成19年1月31日～第4回 平成19年2月27日 現行の料率体系や水準について検討を行うとともに、新たな料率体系の考え方について検討</p> |
| | <p>林業信用保証については、利用者ごとのリスクの違いにも配慮した保証料率の導入を平成15年10月1日に行う。</p> | | <p>平成15年度に措置済み</p> |
| | <p>信用基金職員及び基金協会向けの保証審査・求償権管理回収に係る研修会を開催する。</p> | <p>(2) 基金協会職員向けに保証審査・求償権管理回収に係る研修会を開催する。</p> | <p>農業信用基金協会等の職員を対象とした研修会を、以下のとおり開催した。</p> <p>求償権管理回収等事務研修会 ・開催時期：平成18年9月14日～15日 ・参加者数：42協会から54名 ・研修内容：ABL(アセット・ベースド・レンディング)について 債権の管理回収について 債権執行の実務について 求償権の管理回収事例研究</p> <p>・満足度：92%(参加者のアンケート結果)</p> <p>保証審査実務担当者研修会 ・開催時期：平成18年11月27日～28日 ・参加者数：40協会から52名 ・研修内容：実践的財務分析 ・満足度：96%(参加者のアンケート結果)</p> |
| | <p>研修等による信用基金職員の資質の向上、現地協議の推進等により、信用基金の相談機能を強化する。</p> | <p>(3) 研修等による信用基金職員の資質の向上、現地協議の推進等により、信用基金の相談機能を強化する。</p> | <p>(1) 農業信用保険業務関係 信用基金職員の資質の向上を図るため、求償権管理回収等事務研修会や保証審査実務担当者研修会に職員を参加させたほか、通信教育研修等を実施した。 基金協会との個別協議を、以下のとおり実施した。</p> <p>ア 引受・期中管理に係る個別協議の実施 大口保険引受案件について、事前協議を行った(348件)。また、大口保険引受案件のうち経営不振先のものについて、経営状況及び期中管理状況を把握等のための現地協議を実施した(5</p> |

| | | | |
|--|---|---|---|
| | | | <p>協会)。</p> <p>イ 支払・回収に係る個別協議の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大口保険金請求予定案件について、代位弁済前の事前協議を実施した(33件)。 ・保険金請求が多額な基金協会と代位弁済の実情について、現地協議を実施した(7協会)。 ・回収納付見込額達成の督促、大口債務者の回収見通し及び求償権管理回収体制等について、現地協議を実施した(9協会)。 ・18年度保険金請求予定が多額となる基金協会と代位弁済の実情及び年度内保険金請求見込について、現地協議を実施した(4協会)。 <p>ウ 基金協会からの申し出に基づく個別協議の実施</p> <p>18年度の求償権償却や大口求償債務者に係る現況・回収方策について、個別協議を実施した(15協会)。</p> <p>基金協会の保証審査・求償権回収の実務に役立つ以下の冊子を作成し、配布した。</p> <p>ア「事故防止のためのヒント集」</p> <p>保険金支払につながった事故事例をもとに、今後の事故防止、引受審査において参考となる情報をまとめたもの。</p> <p>イ「審査関連情報」</p> <p>保証審査において参考となる情報やデータなどをまとめたもの。</p> <p>法務相談</p> <p>基金協会から寄せられた12件の法務相談のすべてについて、顧問弁護士への相談や、参考文献の活用等により回答した。</p> <p>(2) 漁業信用保険業務関係</p> <p>大口保証引受案件(24件)及び大口保険金請求案件(45件)について、基金協会と事前協議を行った。</p> <p>(社)漁業信用基金中央会主催の全国研修会へ職員3名を参加させた。</p> <p>開催時期：平成18年12月7日～8日</p> <p>研修内容：求償権回収事例、求償権回収状況等</p> |
| <p>また、貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。</p> | <p>(2) 貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。</p> | <p>(4) 貸付金利については、引き続き、以下のとおり、貸付目的、市中金利との兼ね合い等を考慮した適切な水準に設定する。</p> <p>農業信用保険業務及び漁業信用保険業務における貸付金利は、日本銀行が作成する「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等について」における預入期間ごとの利率のう</p> | <p>農業信用保険業務及び漁業信用保険業務においては、農業信用保証保険法及び中小漁業融資保証法の規定に基づき、基金協会の保証能力の維持増大及び保証債務の円滑な履行に資するため、基金協会への貸付を行っている。</p> <p>この貸付金利については、貸付先の基金協会の保証引受に係る財務基盤の強化(基金の減耗を防ぎ、調達コストを軽減。)に資するよう、日本銀行が作成する「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等について」における預入期間ごとの利率のうち、貸付期間に対応するものに1/2を乗じて得た率としている。平成18年度は、「預入期間ごとの利率のうち、貸付期間に対応した率」が0.019%～0.392%だったため、貸付金利は0.0095%～0.196%とし、農業で285件、漁業で324件の貸付を実行した。</p> |

| | | <p>ち、貸付期間に対応するものに1/2を乗じて得た率とする。</p> <p>林業信用保証業務における貸付金利は、日本銀行が作成する「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等について」における預入期間が1年の利率が1%未満のときは、当該利率とする。</p> <p>農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務における貸付金利は、短期プライムレート等市中金利を勘案した適切な率とする。</p> | <p>林業信用保証業務においては、木材産業等高度化推進資金制度に係る都道府県への資金貸付を行っている。この制度は、都道府県が信用基金からの借入金と自己資金を併せて金融機関に預託し、それを原資に金融機関が林業者等に低金利で貸付を行う仕組みとなっている。本制度における信用基金の貸付金利については、林野庁長官通知において「日本銀行が作成する『預金種類別店頭表示金利の平均年利率等について』における『預入金額が1千万円以上の定期預金の1週間の預入期間別平均年利率』に掲げる預入期間が1年の利率が1%未満のときは、当該利率とすること」としている。基金としてもこれに則して金利設定をしているところである。平成18年度にはこれが0.031%と1%未満であったため、貸付利率は0.031%とし、42件の貸付を実行した。</p> <p>(1) 農業災害補償関係業務においては、農業共済団体等が行う保険事業等に係る保険金等の支払に必要な資金を、市中金利等を勘案した貸付金利で貸付けた。</p> <p>3月以内 0.300% 3月超6月以内 0.500% 6月超1年以内 0.800%</p> <p>(2) 漁業災害補償関係業務においては、漁業共済団体が行う再共済事業等に係る再共済金等の支払に必要な資金の貸付けを行っている。貸付金利については、貸付日の短期プライムレート(1.375%~1.875%)で貸付けた。</p> | | | | | | | | | | | | |
|--|------------------------------------|---|---|-----|-----|-----|----|--|--|-------|-----|-----|---------|-------|-------|
| <p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>信用基金が行う業務は、我が国農林漁業の健全な発展を図るという政策的な見地から、継続的に実施されることが必要な業務であるため、健全な財務内容の確保が必要不可欠である。</p> <p>このため、信用基金は、以下の点を踏まえて業務運営を行うものとする。</p> | <p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>【略】</p> | <p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>【略】</p> | <p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 事業費(農業・漁業災害補償に係る貸付事業を除く。)については、655億41百万円の支出であり、平成14年度予算対比で40.5%の削減となった。また、一般管理費については、18億69百万円の支出であり、平成14年度予算対比で29.7%の削減となった。</p> <p>2 平成18年度の当期損益は、一般管理費は対前年度1億62百万円削減したが、保険金支払が対前年度5億35百万円増加したこと、財務収益が1億29百万円減少したこと等により、92百万円の損失となった。これを勘定別にみると、農業信用保険勘定(2億20百万円)、漁業信用保険勘定(10億96百万円)で損失を計上したが、他の3勘定は利益を計上した。</p> <p>(1) 平成18事業年度予算及び決算(全勘定の合計。勘定毎の実績については別添資料参照のこと。以下同じ。)</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">科 目</th> <th style="text-align: center;">予 算</th> <th style="text-align: center;">決 算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 国庫補助金</td> <td style="text-align: right;">345</td> <td style="text-align: right;">345</td> </tr> <tr> <td> 受入事業交付金</td> <td style="text-align: right;">2,184</td> <td style="text-align: right;">2,184</td> </tr> </tbody> </table> | 科 目 | 予 算 | 決 算 | 収入 | | | 国庫補助金 | 345 | 345 | 受入事業交付金 | 2,184 | 2,184 |
| 科 目 | 予 算 | 決 算 | | | | | | | | | | | | | |
| 収入 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 国庫補助金 | 345 | 345 | | | | | | | | | | | | | |
| 受入事業交付金 | 2,184 | 2,184 | | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|-----------|---------------|-------------|
| 政府補給金受入 | 1 2 9 | 7 7 |
| 地方公共団体出資金 | 3 9 | - |
| 民間出資金 | 1 3 | - |
| 事業収入 | 1 4 3 , 9 6 4 | 6 9 , 7 8 1 |
| 受託事業収入 | 3 | 8 |
| 運用収入 | 1 , 8 8 6 | 1 , 8 0 6 |
| 借入金 | 6 4 , 0 1 6 | 1 0 , 3 0 5 |
| その他の収入 | 9 | 3 8 |
| 合計 | 2 1 2 , 5 8 8 | 8 4 , 5 4 3 |
| 支出 | | |
| 事業費 | 2 1 1 , 3 2 5 | 8 6 , 6 5 3 |
| 一般管理費 | 2 , 3 8 9 | 1 , 8 6 9 |
| 直接事業費 | 4 1 3 | 2 4 6 |
| 管理業務費 | 3 4 0 | 2 3 8 |
| 人件費 | 1 , 6 3 5 | 1 , 3 8 6 |
| 合計 | 2 1 3 , 7 1 3 | 8 8 , 5 2 2 |

(2) 平成 1 8 事業年度収支計画及び実績

(単位：百万円)

| 科 目 | 計 画 | 実 績 |
|-----------|-------------|-------------|
| 収益 | | |
| 経常収益 | | |
| 運営費交付金収益 | 1 6 | - |
| 補助金等収益 | 3 4 5 | 2 0 8 |
| 政府事業交付金収入 | 2 , 2 8 9 | 2 , 1 3 4 |
| 政府補給金収入 | 1 2 9 | 7 7 |
| 事業収入 | 1 0 , 9 2 9 | 9 , 3 2 4 |
| 受託事業収入 | 3 | 8 |
| 財務収益 | 1 , 8 8 6 | 1 , 8 0 6 |
| 引当金等戻入 | 3 0 1 | 2 , 3 6 3 |
| 雑益 | 9 | 1 4 |
| 臨時利益 | - | 1 3 |
| 計 | 1 5 , 9 0 7 | 1 5 , 9 4 7 |
| 積立金取崩額 | 2 4 6 | - |
| 当期総損失 | - | 9 2 |
| 合計 | 1 6 , 1 5 4 | 1 6 , 0 3 9 |
| 費用 | | |
| 経常費用 | | |
| 事業費 | 1 2 , 2 2 9 | 1 1 , 9 8 5 |
| 一般管理費 | 2 , 4 6 6 | 1 , 7 6 9 |
| 直接業務費 | 3 0 5 | 1 9 4 |
| 管理業務費 | 3 1 3 | 2 3 1 |
| 人件費 | 1 , 8 4 8 | 1 , 3 4 4 |
| 減価償却費 | 8 0 | 8 3 |

| | | |
|--------|--------|--------|
| 財務費用 | 201 | 88 |
| 引当金等繰入 | 885 | 2,114 |
| 雑損 | - | 0 |
| 臨時損失 | - | - |
| 計 | 15,861 | 16,039 |
| 当期総利益 | 293 | - |
| 合計 | 16,154 | 16,039 |

収支計画予算における引当金は洗替方式により計上したが、決算額が差額補充方式のため、比較上、予算額を差額補充方式に変更。

(3) 平成18事業年度資金計画及び実績

(単位：百万円)

| 科 目 | 計 画 | 実 績 |
|-----------|---------|---------|
| 収入 | | |
| 業務活動による収入 | 148,290 | 74,523 |
| 投資活動による収入 | 217 | 5 |
| 財務活動による収入 | 64,068 | 10,328 |
| 前年度からの繰越金 | 118,621 | 134,274 |
| 合計 | 331,195 | 219,130 |
| 支出 | | |
| 業務活動による支出 | 153,374 | 78,696 |
| 投資活動による支出 | 23 | 8 |
| 財務活動による支出 | 60,216 | 10,063 |
| 翌年度への繰越金 | 117,583 | 130,363 |
| 合計 | 331,195 | 219,130 |

1 業務収支の均衡
適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定のほか、次の から の定めるところにより、業務収支の均衡（経常損益ベース）を達成する。

1 業務収支の均衡

1 業務収支の均衡
平成18事業年度業務収支の計画及び実績（全勘定の合計。勘定毎の実績については別添参照のこと。）

(単位：百万円)

| | 収 益 (A) | 費 用 (B) | 収 支 差 (A - B) |
|-----|------------|------------|------------------|
| 計 画 | 13,632 | 13,283 | 350 |
| 実 績 | 13,256 | 14,068 | 812 |

中期目標期間中に保証契約・保険契約を締結した案件については、信用基金が保証契約の当事者となる林業信用保証業務においては、引受審査能力の向上等によりその代位弁済率を2.

代位弁済率及び事故率については、独立行政法人移行後から18年度までの間に保証契約・保険契約を締結した案件についての代位弁済率及び事故率を指標として、中期

独立行政法人移行後から平成18年度までの間に保証契約・保険契約を締結した案件についての代位弁済率及び事故率は、次のとおりである。

林業信用保証業務 2.47%

(平成15年度下期から平成18年度に保証引受した案件の当該期間中の代位弁済額 / 平成15年度下期から平成18年度中に保証引受した額
= 3,727,186千円 / 151,102,967千円)

| | | |
|--|---|--|
| <p>98%以下とし、また、基金協会の代位弁済が保険事故となる農業信用保険業務及び漁業信用保険業務においては、基金協会の引受審査能力の向上に資する連携強化等により、農業信用保険業務にあってはその事故率を0.13%以下、漁業信用保険業務にあってはその事故率を1.15%以下とする。この場合、代位弁済率・事故率は、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生等外的要因により影響を受けることについて配慮する。</p> | <p>目標の達成に向けての進捗状況の把握に努める。この場合、代位弁済率・事故率は、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生等外的要因により影響を受けることについて配慮する。</p> | <p>農業信用保険業務 0.083% $\left(\frac{\text{平成15年度下期から平成18年度に保険引受した案件の当該期間中の保険金支払額}}{\text{平成15年度下期から平成18年度中に保険引受した額} \times \text{保険填補率(70\%)}} \right)$ $= 1,214,514 \text{千円} / (2,091,615,969 \text{千円} \times 0.7)$</p> <p>漁業信用保険業務 1.00% $\left(\frac{\text{平成15年度下期から平成18年度に保険引受した案件の当該期間中の代位弁済額}}{\text{平成15年度下期から平成18年度中に保険引受した額}} \right)$ $= 4,246,300 \text{千円} / 425,259,405 \text{千円}$</p> |
| <p>基金協会、債権回収業者（サービサー）等との連携等による求償権の管理・回収を強化し、回収実績を向上させるとともに、保険料・保証料・貸付金利息を確実に徴収する。</p> | <p>ア．求償権の管理・回収については、現地回収交渉や仮差押え、競売等の法的措置を講じるほか、基金協会、債権回収業者（サービサー）等との連携等により、回収実績の向上に努める。</p> | <p>(1) 求償権の管理・回収の強化に向けた取り組み 農業信用保険業務 大口債務者の現況、回収方針、大口債務者の代位弁済の実情等についての20基金協会との現地協議の実施、求償権管理回収等事務研修会の開催、次年度保険金・回収見込額等の全基金協会に対する調査、また、当年度事業見込み、次年度事業計画等について申し出のあった15基金協会との個別協議の実施などを通じ、基金協会との連携強化に努めた。また、基金協会に対しサービサーの活用を促すなど回収促進に努めた。 林業信用保証業務 基金が直接に回収を行うものについては、年度当初及び期中において重要事案を中心に具体的取組方針を協議しつつ、回収チームを編成して現地交渉や催告書による請求を増やすことなどにより回収実績の向上に努めた。また、債権回収業者（サービサー）と連携して定期的に回収方針の打ち合せを行うとともに、競売の申し立てや訴えの提起等の法的措置を講じることなどにより回収実績の向上に努めた。 漁業信用保険業務 求償権を有する37の基金協会より平成18年3月末現在の「求償権分類管理表」及び平成18年9月末現在の「求償権回収進捗状況表」の提出を受け、回収見込額及び回収経過等についての情報を共有するとともに、求償権回収方針や求償債務者の現況等について11の基金協会との個別協議（うち現地協議7協会）の実施を通じ、基金協会との連携強化に努めた。また、求償権回収の一層の促進を図るため、上期の求償権回収実績が一定割合に満たない協会を対象に、平成19年度から求償権回収徹底に係る協議を行うこととし、所要の要領改正を行った（平成19年3月）。</p> <p>(2) その他収支改善に向けた取り組み 農業信用保険業務 ア 大口保険引受案件について、保証引受前に基金協会と事前協議を行い、審査を徹底した。これにより、大口引受案件348件のうち、引受に至らなかった案件は9件、融資条件が変更された</p> |

案件は25件であった。また、畜特資金、負担軽減支援資金について、事前協議の一層の徹底を図るため、平成19年度から対象金額を1億円から5千万円に引き下げることとし、所要の要領改正を行った（平成19年3月）。

イ 負債整理資金に係る部分保証の平成19年度からの導入及びその円滑な実施に向け、検討会の開催などを行った。

ウ 基金協会に対し、延滞案件の早期把握、督促の徹底や経営不振の被保証先に対する期中管理の徹底を要請するとともに、大口保険金請求予定案件33件について、代位弁済前の事前協議を行った（平成19年度からの事前協議の一層の徹底を図るための要領改正を実施（平成19年3月））。基金協会では、これらを踏まえ、事故の防止・抑制に向けた被保証先に対する経営の見直しや資産処分等についての指導が行われた。

林業信用保証業務

審査協議会の開催を通じた厳格な保証審査（審査協議209件中、77件について保全措置の追加、拒否等の対応）適切な期中管理（現地調査42件、長期保証についての決算書の徴求）、経営の悪化がみられる保証先について融資機関等との協議による経営健全化への支援により代位弁済の抑制に努めた。

漁業信用保険業務

ア 大口保証引受案件について、保証引受前に基金協会と事前協議を24件行い、審査を徹底した。また、借替緊急融資資金について、事前協議の一層の徹底を図るため、平成19年度から対象金額を現行基準の2分の1に引き下げることとし、所要の要領改正を行った（平成19年3月）。

イ 基金協会に対し、延滞案件の早期把握、督促の徹底や期中管理の徹底を要請するとともに、大口保険金請求予定案件45件について代位弁済前の事前協議を行った（平成19年度からの事前協議の一層の徹底を図るための要領改正を実施（平成19年3月））。基金協会では、これらを踏まえ、事故の防止・抑制に向けた被保証先に対する経営の見直しや資産処分等についての指導が行われた。

イ．18年度における回収金収入については、5,977百万円を見込む。

(3) 平成18年度の回収金収入の目標を5,977百万円と設定したところ、回収実績は4,946百万円となった。

この内訳は次のとおりであり、農業信用保険業務は目標をほぼ達成、漁業信用保険業務は目標を達成、林業信用保証業務は目標に達しなかったが、この主な要因は、山林担保価値及び流動性の一層の低下等によるものである。

| | 目 標 | 実 績 |
|----------|----------|----------|
| 農業信用保険業務 | 3,307百万円 | 3,075百万円 |
| 林業信用保証業務 | 1,259百万円 | 423百万円 |
| 漁業信用保険業務 | 1,411百万円 | 1,448百万円 |
| 計 | 5,977百万円 | 4,946百万円 |

保険料・保証料、貸付金利息の確実な徴収に努める。

(4) 保険料・保証料、貸付金利息の確実な徴収

農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務における保険料又は保証料及び貸付金利息は、予め納入期限、保険料及び保証料等の確認を行うことにより、全額徴収した。

| <p>共済団体等に対する貸付けについては、引き続き適正な審査を行うとともに、その回収については、確実に徴収するものとする。</p> | | <p>共済団体等に対する貸付けについては、引き続き適正な審査を行うとともに、その回収については、確実な徴収に努める。</p> | <p>共済団体に対する貸付けについては、貸付けに係る借入申込書及び償還計画書等の審査を迅速・的確に処理するとともに、貸付金の回収については、共済団体等に対して予め償還期限、貸付金及び貸付金利息等の確認を行うことにより、全額回収した。</p> | | | | | | | | | | | | |
|---|--------------------------------------|--|---|--|------|------|------|----|--------|---------|--------|----|--------|----------|--------|
| <p>2 責任準備金の計上 保証・保険に係る業務については、適切な責任準備金の計上を行う。</p> | | <p>2 責任準備金の計上 保証・保険に係る業務については、適切に責任準備金を計上する。</p> | <p>2 責任準備金の計上 (1) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務の責任準備金については、会計規程等に基づき、将来の保険金支払リスクに見合うものとして、農業信用保険業務においては56億30百万円、漁業信用保険業務においては36億23百万円を計上した。 (2) 林業信用保証業務の保証債務損失引当金については、会計規程等に基づき、債務保証の履行によって生じる損失に見合うものとして56億26百万円を計上した。</p> | | | | | | | | | | | | |
| <p>第5 その他業務運営に関する重要事項 長期借入金の条件 独立行政法人農林漁業信用基金法(平成14年法律第128号)第17条第1項(漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第196条の11第1項又は林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和54年法律第51号)第7条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき、信用基金が長期借入金をするに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。</p> | | | <p>第4 その他 1 長期借入金の条件 林業信用保証業務における農林漁業金融公庫に対する資金寄託業務の財源として、平成18年度は、次表のとおり2回にわたって長期借入れを行った。 借入にあたっては、一層の事業費の節減につながるよう一般競争入札を実施した。</p> <table border="1" data-bbox="1151 813 1827 932"> <thead> <tr> <th></th> <th>借入時期</th> <th>借入金額</th> <th>借入利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上期</td> <td>18年 6月</td> <td>7億68百万円</td> <td>1.318%</td> </tr> <tr> <td>下期</td> <td>18年10月</td> <td>14億 7百万円</td> <td>1.246%</td> </tr> </tbody> </table> | | 借入時期 | 借入金額 | 借入利率 | 上期 | 18年 6月 | 7億68百万円 | 1.318% | 下期 | 18年10月 | 14億 7百万円 | 1.246% |
| | 借入時期 | 借入金額 | 借入利率 | | | | | | | | | | | | |
| 上期 | 18年 6月 | 7億68百万円 | 1.318% | | | | | | | | | | | | |
| 下期 | 18年10月 | 14億 7百万円 | 1.246% | | | | | | | | | | | | |
| | <p>第4 短期借入金の限度額 2,975億円</p> | | <p>2 短期借入金の限度額 平成18年度には農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に関して、次のとおり短期借入れを行った。その結果、平成18年度の短期借入金は81億30百万円となった。 農業災害補償関係業務においては、平成18年度は、農業共済団体等に対する貸付金原資とするため、1件、90百万円の短期借入れを行い、全額を年度内に償還した。 漁業災害補償関係業務においては、平成18年度は、漁業共済団体に対する貸付原資とするた</p> | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|--|---|-------------|--|
| | | | め、12件、80億40百万円の短期借入れを行い、年度末借入金残高は16億35百万円となり、同額を借り換えた。 |
| | 第5 重要な財産の譲渡等の計画 事務所の統合に伴い、一番町事務所（全国農業共済会館6階）の譲渡を計画的に行う。 | | 平成16年度に措置済み |
| | 第6 剰余金の使途 農林漁業金融のセーフティ・ネット機関としての役割の向上のため、 ・ 金融業務に精通した人材の育成・研修 ・ 政策金融の進展に適合する各種システムの開発 ・ 債権管理強化のため連携する県単位機関等の能力の向上 の使途に使用 | | 平成18年度実績無し |
| | 第7 施設及び設備に関する計画 4分野に分かれている事務所の統合を計画的に行う。 | | 平成16年度に措置済み |
| | 第8 人事に関する計画 (1) 方針 農林漁業金融をめぐる情勢の変化に即応して、信用基金の業務の円滑な実施を担うことができる人材を確保するため、職員に対する各種研修を効果的に実施していくとともに、高度な専門知識を有する職員を採用する。 また、管理部門の業務の効率化を図ること等により、業務の質や量に対応し | 第4 人事に関する計画 | 3 人事に関する計画 |

| | | | |
|--|---|--|--|
| | <p>た適切な人員配置を実現する。</p> | | |
| | <p>(2) 人員に係る指標 認可法人の時と比べて管理部門の常勤職員数を削減する。 期末の常勤職員数は期初を上回らないものとする。 (参考1) 期初の常勤職員数 130名 期末の常勤職員数の見込み 123名 (前倒分と合わせて10名の減) (参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み 75億円。 ただし、上記の額は、役員給与、職員給与、嘱託手当、社会保険料負担金及び退職給付引当金繰入に相当する範囲の費用である。</p> | | <p>(1) 人員に係る指標 管理部門(総務部、経理部)について、人員を1名削減した。これにより、独立行政法人移行後、5名の人員削減となった。 常勤職員数は、平成18年度末で124名であり、期初(平成15年10月1日時点)の130名を上回っていない。 平成18年度の人件費は、13億86百万円であった。この結果、平成15年度から平成18年度の人件費の累計額は51億78百万円となった。</p> |
| | <p>(3) 人材の確保及び養成に関する計画 人材の確保 金融、保険業務等の分野において高度な専門性を有する民間企業等の人材を採用する。また、4分野の事務所統合にあわせ、適切な人事管理の構築等を通じた魅力ある就業環境の形成により、人材の確保を行う。</p> | <p>(1) 人材の確保 専門的知識に優れた信用基金の退職者の再雇用制度を導入する。 また、金融、保険業務等の分野において高度な専門性を有する民間企業等の人材の採用を図ることができるよう、引き続き、ホームページ等を通じて、信用基金の政策的役割等を積極的にアピールする。</p> | <p>(2) 人材の確保及び養成に関する計画 信用基金の業務について専門的知識を有する人材の活用を図るため、平成19年度から退職者の再雇用制度を導入することとし、必要な規程改正を行った。 金融機関等から受け入れた専門性を有する人材を、引き続き、保険引受等各職員の専門知識を活用できる部署に配置した。 高度な専門性を有する人材の確保に資するため、引き続き、ホームページ等を通じて、信用基金の政策的な役割等をPRした。</p> |
| | <p>人材の養成</p> | <p>(2) 人材の養成</p> | <p>(3) 職員の専門性の育成に配慮した人事管理を行うために、以下の措置を講じた。 農業信用基金協会と信用基金の職員の人事交流の実施</p> |

| | | | |
|--|---|---|--|
| | <p>個々の職員の専門性の育成に配慮した人事管理を行うとともに、職員に対する研修制度の充実等により、民間企業等から採用(交流)した人材の専門的な知見を速やかに共有させ、専門性の高い人材の早期育成を図る。</p> | <p>個々の職員の専門性の育成に配慮した人事管理を行うとともに、自主研修支援等を行うなど職員の能力を高めるための研修を実施することにより、専門性の高い人材育成を図る。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・信用基金から基金協会への出向により、融資機関並びに債務者との折衝、保証審査、代位弁済、求償権回収等の貴重な現場経験を積むことができる。 ・基金協会から信用基金への出向により、制度改正を通じた主務省との折衝、関係団体との協議、全国の基金協会との連携等の信用保証保険事業の全般的な経験を積むことができる。 <p>研修計画に基づく研修の実施</p> <p>(計画的養成研修)</p> <p>ア 新規採用研修(新規採用者に信用基金の業務を理解させる研修 4月)</p> <p>イ 一般職員研修(課長補佐以下の職員に対し専門的知識を付与するための研修 7月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財務諸表の見方と経営分析の手法に関する研修 ・保険数理の基礎を理解する研修 <p>ウ 現地研修(課長補佐以下の職員に対し農林漁業の経営実態を把握させる研修 10月)</p> <p>エ 課長研修(課長職を対象とした部下指導のあり方、職場の活性化、リーダーシップ発揮の手法に関する研修 11月)</p> <p>(能力開発研修)</p> <p>ア 実践的研修(全職員を対象に農林漁業の情勢等、専門的知識を修得させる研修 1月)</p> <p>イ 専門的研修(信用基金の各部門又は他法人が行う研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材産業の経営・技術の現状を把握させる現地研修(林業部門主催 1月) ・素材生産業の経営実態を把握させる現地研修(林業部門主催 2月) ・政府関係法人会計事務研修(財務省会計センター主催 10~11月) ・予算編成支援システム研修(財務省会計センター主催 10月) ・評価・監査セミナー(総務省行政評価局主催 8月) ・金融、保証等に関する通信教育研修(財務入門、演習債権管理回収、信用事業税務、トラブルを防ぐ融資方法、証券基礎、FP技能士対策講座) <p>関係機関との合同研修の実施</p> <p>初級職員研修会(7月)</p> <p>求償権管理回収等事務研修会(9月)</p> <p>保証審査実務担当者研修会(11月)</p> <p>全国研修会(求償権回収事例、求償権回収状況等)(12月)</p> |
|--|---|---|--|

1. 平成18事業年度予算及び決算

(1) 収入

(単位：百万円)

| 科 目 | 総 計 | | 農業信用保険勘定 | | 林業信用保証勘定 | | 漁業信用保険勘定 | | 農業災害補償関係勘定 | | 漁業災害補償関係勘定 | |
|-----------|---------|--------|----------|--------|----------|--------|----------|--------|------------|-------|------------|--------|
| | 予算 | 決算 | 予算 | 決算 | 予算 | 決算 | 予算 | 決算 | 予算 | 決算 | 予算 | 決算 |
| 国庫補助金 | 345 | 345 | - | - | 345 | 345 | - | - | - | - | - | - |
| 運営費交付金 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 受入事業交付金 | 2,184 | 2,184 | 1,044 | 1,044 | 584 | 584 | 555 | 555 | - | - | - | - |
| 政府補給金受入 | 129 | 77 | - | - | 129 | 77 | - | - | - | - | - | - |
| 政府出資金 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 地方公共団体出資金 | 39 | - | - | - | 39 | - | - | - | - | - | - | - |
| 民間出資金 | 13 | - | - | - | 13 | - | 0 | - | - | - | - | - |
| 事業収入 | 143,964 | 69,781 | 41,258 | 27,999 | 13,249 | 7,593 | 26,958 | 21,676 | 46,865 | 1,692 | 15,635 | 10,821 |
| 受託事業収入 | 3 | 8 | - | - | - | 5 | - | - | 3 | 3 | - | - |
| 運用収入 | 1,886 | 1,806 | 823 | 692 | 270 | 350 | 618 | 607 | 175 | 157 | 0 | 0 |
| 借入金 | 64,016 | 10,305 | - | - | 3,800 | 2,175 | - | - | 44,793 | 90 | 15,423 | 8,040 |
| その他の収入 | 9 | 38 | 8 | 8 | 2 | 6 | 0 | 23 | - | - | 0 | - |
| 合 計 | 212,588 | 84,543 | 43,132 | 29,743 | 18,431 | 11,136 | 28,131 | 22,861 | 91,836 | 1,942 | 31,058 | 18,861 |

(2) 支出

(単位：百万円)

| 科 目 | 総 計 | | 農業信用保険勘定 | | 林業信用保証勘定 | | 漁業信用保険勘定 | | 農業災害補償関係勘定 | | 漁業災害補償関係勘定 | |
|-------|---------|--------|----------|--------|----------|--------|----------|--------|------------|-------|------------|--------|
| | 予算 | 決算 | 予算 | 決算 | 予算 | 決算 | 予算 | 決算 | 予算 | 決算 | 予算 | 決算 |
| 事業費 | 211,325 | 86,653 | 42,337 | 29,459 | 17,173 | 12,334 | 28,581 | 23,748 | 92,251 | 1,820 | 30,983 | 19,293 |
| 一般管理費 | 2,389 | 1,869 | 980 | 738 | 642 | 562 | 500 | 361 | 195 | 149 | 71 | 59 |
| 直接業務費 | 413 | 246 | 242 | 129 | 90 | 76 | 64 | 31 | 13 | 9 | 4 | 1 |
| 管理業務費 | 340 | 238 | 113 | 79 | 90 | 74 | 97 | 48 | 27 | 27 | 14 | 10 |
| 人件費 | 1,635 | 1,386 | 626 | 531 | 462 | 412 | 339 | 282 | 155 | 113 | 53 | 48 |
| 合 計 | 213,713 | 88,522 | 43,317 | 30,198 | 17,815 | 12,895 | 29,082 | 24,109 | 92,445 | 1,969 | 31,054 | 19,352 |

2. 平成18事業年度収支計画及び実績

(1) 収益

(単位：百万円)

| 科 目 | 総 計 | | 農業信用保険勘定 | | 林業信用保証勘定 | | 漁業信用保険勘定 | | 農業災害補償関係勘定 | | 漁業災害補償関係勘定 | |
|-----------|--------------------|--------|----------|-------|-------------------|-------|----------|-------|------------|-----|------------|-----|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 |
| 運営費交付金収益 | 16 | - | - | - | 16 | - | - | - | - | - | - | - |
| 補助金等収益 | 345 | 208 | - | - | 345 | 208 | - | - | - | - | - | - |
| 政府事業交付金収入 | 2,289 | 2,134 | 1,044 | 852 | 690 | 890 | 555 | 392 | - | - | - | - |
| 政府補給金収入 | 129 | 77 | - | - | 129 | 77 | - | - | - | - | - | - |
| 事業収入 | 10,929 | 9,324 | 7,909 | 6,780 | 490 | 348 | 2,353 | 2,074 | 35 | 14 | 142 | 108 |
| 受託事業収入 | 3 | 8 | - | - | - | 5 | - | - | 3 | 3 | - | - |
| 退職給付引当金戻入 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 11 | - | - |
| 財務収益 | 1,886 | 1,806 | 823 | 692 | 270 | 350 | 618 | 607 | 175 | 157 | 0 | 0 |
| 引当金等戻入 | 19,228 (301) | 2,363 | - | 627 | 19,228 (301) | 1,735 | - | - | - | - | - | - |
| 雑益 | 9 | 14 | 8 | 8 | 2 | 6 | 0 | - | - | - | 0 | - |
| 臨時利益 | - | 13 | - | - | - | 13 | - | - | - | - | - | - |
| 積立金取崩額 | 246 | - | 246 | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 当期総損失 | - | 92 | - | 220 | - | - | - | 1,096 | - | - | - | - |
| 合 計 | 35,080 (16,154) | 16,039 | 10,030 | 9,180 | 21,169 (2,242) | 3,633 | 3,526 | 4,168 | 213 | 185 | 142 | 108 |

(2) 費用

(単位：百万円)

| 科 目 | 総 計 | | 農業信用保険勘定 | | 林業信用保証勘定 | | 漁業信用保険勘定 | | 農業災害補償関係勘定 | | 漁業災害補償関係勘定 | |
|--------|--------------------|--------|----------|-------|-------------------|-------|----------|-------|------------|-----|------------|-----|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 |
| 事業費 | 13,583 (12,229) | 11,985 | 8,970 | 8,155 | 1,833 (480) | 120 | 2,777 | 3,707 | 3 | 3 | 0 | - |
| 一般管理費 | 2,466 | 1,769 | 1,011 | 688 | 676 | 534 | 506 | 358 | 202 | 143 | 71 | 58 |
| 直接業務費 | 305 | 194 | 188 | 100 | 73 | 59 | 28 | 25 | 13 | 9 | 4 | 1 |
| 管理業務費 | 313 | 231 | 92 | 79 | 87 | 70 | 95 | 46 | 25 | 26 | 14 | 10 |
| 人件費 | 1,848 | 1,344 | 731 | 509 | 516 | 405 | 383 | 287 | 164 | 108 | 53 | 47 |
| 減価償却費 | 80 | 83 | 48 | 47 | 20 | 22 | 9 | 12 | 2 | 2 | 0 | 0 |
| 財務費用 | 201 | 88 | 1 | 1 | 131 | 78 | 0 | 0 | 2 | 0 | 68 | 8 |
| 引当金等繰入 | 18,458 (885) | 2,114 | - | 289 | 18,458 (885) | 1,733 | - | 92 | - | - | - | - |
| 雑損 | - | 0 | - | - | - | 0 | - | - | - | - | - | - |
| 臨時損失 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 当期総利益 | 293 | - | - | - | 51 | 1,145 | 234 | - | 5 | 37 | 3 | 41 |
| 合 計 | 35,080 (16,154) | 16,039 | 10,030 | 9,180 | 21,169 (2,242) | 3,633 | 3,526 | 4,168 | 213 | 185 | 142 | 108 |

(注) 1. 収支計画は、予算ベースで作成した。

2. 引当金等戻入、事業費及び引当金等繰入の科目において、計画の上段は洗替方式による額で、計画の下段のカッコ書き及び実績欄は差額補充方式による額で、それぞれ計上している。

3. 平成18事業年度資金計画及び実績

(1) 収入

(単位：百万円)

| 科 目 | 総 計 | | 農業信用保険勘定 | | 林業信用保証勘定 | | 漁業信用保険勘定 | | 農業災害補償関係勘定 | | 漁業災害補償関係勘定 | |
|-----------|---------|---------|----------|--------|----------|--------|----------|--------|------------|-------|------------|--------|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 |
| 業務活動による収入 | 148,290 | 74,523 | 43,013 | 29,851 | 14,569 | 9,086 | 28,089 | 22,905 | 47,001 | 1,857 | 15,618 | 10,823 |
| 投資活動による収入 | 217 | 5 | 137 | 2 | 1 | 2 | 37 | 2 | 42 | - | - | - |
| 財務活動による収入 | 64,068 | 10,328 | - | - | 3,852 | 2,175 | 0 | 23 | 44,793 | 90 | 15,423 | 8,040 |
| 前年度からの繰越金 | 118,621 | 134,274 | 37,724 | 49,523 | 34,313 | 35,307 | 40,399 | 42,314 | 6,104 | 6,588 | 82 | 542 |
| 合 計 | 331,195 | 219,130 | 80,874 | 79,376 | 52,735 | 46,570 | 68,525 | 65,244 | 97,939 | 8,536 | 31,123 | 19,405 |

(2) 支出

(単位：百万円)

| 科 目 | 総 計 | | 農業信用保険勘定 | | 林業信用保証勘定 | | 漁業信用保険勘定 | | 農業災害補償関係勘定 | | 漁業災害補償関係勘定 | |
|-----------|---------|---------|----------|--------|----------|--------|----------|--------|------------|-------|------------|--------|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 |
| 業務活動による支出 | 153,374 | 78,696 | 43,256 | 30,205 | 17,790 | 13,121 | 29,061 | 24,110 | 47,640 | 1,880 | 15,628 | 9,380 |
| 投資活動による支出 | 23 | 8 | 20 | 8 | - | - | 2 | - | 1 | - | 0 | 0 |
| 財務活動による支出 | 60,216 | 10,063 | - | - | - | - | - | - | 44,793 | 90 | 15,423 | 9,973 |
| 翌年度への繰越金 | 117,583 | 130,363 | 37,597 | 49,163 | 34,945 | 33,449 | 39,462 | 41,134 | 5,505 | 6,566 | 72 | 52 |
| 合 計 | 331,195 | 219,130 | 80,874 | 79,376 | 52,735 | 46,570 | 68,525 | 65,244 | 97,939 | 8,536 | 31,123 | 19,405 |

(注) 資金計画は、予算ベースで作成した。

平成18事業年度業務収支計画及び実績

(単位：百万円)

| 科 目 | 総 計 | | 農業信用保険勘定 | | 林業信用保証勘定 | | 漁業信用保険勘定 | | 農業災害補償関係勘定 | | 漁業災害補償関係勘定 | | |
|-------|-----------|--------------------|----------|-------|----------|-------------------|----------|-------|------------|----|------------|-----|-----|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | |
| 収 益 | 政府事業交付金収入 | 2,289 | 2,134 | 1,044 | 852 | 690 | 890 | 555 | 392 | - | - | - | - |
| | 政府補給金収入 | 129 | 77 | - | - | 129 | 77 | - | - | - | - | - | - |
| | 事業収入 | 10,913 | 9,309 | 7,898 | 6,762 | 490 | 361 | 2,348 | 2,065 | 35 | 14 | 142 | 108 |
| | 引当金等戻入 | 19,228 (301) | 1,735 | - | - | 19,228 (301) | 1,735 | - | - | - | - | - | - |
| | 合 計 | 32,559 (13,632) | 13,256 | 8,942 | 7,613 | 20,537 (1,610) | 3,064 | 2,903 | 2,457 | 35 | 14 | 142 | 108 |
| 費 用 | 事業費 | 13,552 (12,199) | 11,954 | 8,942 | 8,127 | 1,833 (480) | 119 | 2,777 | 3,707 | - | - | 0 | - |
| | 財務費用 | 199 | 86 | - | - | 129 | 77 | 0 | - | 2 | 0 | 68 | 8 |
| | 引当金等繰入 | 18,458 (885) | 2,028 | - | 289 | 18,458 (885) | 1,733 | - | 7 | - | - | - | - |
| | 合 計 | 32,209 (13,283) | 14,068 | 8,942 | 8,416 | 20,421 (1,494) | 1,930 | 2,777 | 3,713 | 2 | 0 | 68 | 8 |
| 収 支 差 | 350 | 812 | - | 803 | 116 | 1,134 | 127 | 1,256 | 33 | 14 | 74 | 99 | |

(注) 1. 収支計画は、予算ベースで作成した。

2. 引当金等戻入、事業費及び引当金等繰入の科目の上段は洗替方式による額で、下段のカッコ書きは差額補充方式による額でそれぞれ計上している。